

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「日当」を「旅行諸費」に改める。

(熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1中「日当」を「旅行諸費」に改め、別表第2を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

区 分	費用弁償の額(1日につき)
招集地に居住する者	12,000円
その他の地に居住する者	16,300円

(熊本県報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。